

(公表資料)

平成 26 年度芸術文化振興基金助成対象活動における  
助成金交付決定取消し及び返還について

平成 30 年 10 月 26 日

日本芸術文化振興会

芸術文化振興基金助成交付金要綱第 21 条第 1 項に基づき、平成 30 年 5 月 29 日に実施した下記の団体に対する助成対象活動の実施状況調査で、当該団体が実施した平成 26 年度芸術文化振興基金助成対象活動において、芸術文化振興基金助成金に係る不正事実が確認されました。

このため、当振興会は、芸術文化振興基金助成交付金要綱第 17 条第 1 項第 1 号に基づき、助成金の一部取消しを行うとともに、芸術文化振興基金助成交付金要綱第 18 条第 1 項に基づき助成金の返還を命ずることとしました。

助成対象団体名	特定非営利活動法人 美唄市文化協会
助成対象分野	地域文化施設公演・展示活動[文化会館公演活動]
取消しに係る助成金の額	44,220円